

公売公告及び見積価額公告

庄赤公告第2号
令和6年12月20日

鶴岡市馬場町7番35号

庄内赤川土地改良区

理事長 本間 松弥



下記により差押財産の公売をします。

- 1 公売財産の名称、数量、性質、所在及び見積価額並びに公売保証金 別紙1の(1)のとおり
(注) (イ) 公売財産の売却区分ごとに公売します。入札書は売却区分ごとに提出して下さい。

2 公売の方法	入札
3 公売の日時	入札 令和7年2月18日 午前9時30分
	開札 令和7年2月18日 入札終了後
4 公売の場所	庄内赤川土地改良区 2階大会議室
5 売却決定の日時及び場所	令和7年2月27日 午前11時30分
6 代金納付期限	令和7年2月27日 午前11時30分
7 買受人の資格その他の要件	別紙1の(2)のとおり
8 配当を受けることができる権利を有する者の権利の内容の申立てについて	この公売財産の換価代金について配当を受けることができる質権、抵当権、先取得権、留置権その他その財産の売却代金から配当を受けることができる権利を有する方は、売却決定日の前日までに債権現在額申立書によりその内容を申し立てて下さい。
9 その他	(イ) 見積価額に達した入札等がなかった場合には、直ちに再度入札を実施することがあります。
	(ロ) 公売による権利移転に伴う費用（移転登記の登録免許税等）は、買受人の負担となります。
	(ハ) 予告なく公売を中止する場合がありますので、事前に実施の有無を確認してください。
	(二) 公売に参加するには、納付期限までに公売保証金を納付する必要があります。納付期限は公売前日の令和7年2月17日の11時30分までとする。
	(ホ) 入札受付の際、「買受適格証明書」が必要となりますので、鶴岡市農業委員会へ令和7年1月15日より前日に申請してください。
	(ヘ) 入札についての注意事項など詳細を記載した「公売参加注意書」を当土地改良区に備え付けておりますので、事前にご確認願います。

別紙1

(1)

売却区分	公 売 財 産					見積価額	公売保証金
	名称	数量	性質	所在	賃借権又は地上権の内容		
庄内赤川 公売1	不動産	2, 840m ²	田	鶴岡市日枝字小真木原 107番	無し	1, 491, 000円	150, 000円

(2)

1. 買受人の制限

国税徴収法第92条の規定により、滞納者及び公売事務に従事する職員は直接、間接を問わず買受ることができない。

2. 参加の制限

次に該当する者は公売に参加することができません。

①公売保証金を納付していない者。

②国税徴収法第108条の規定により、公売への参加等を妨害した者、不正に価額を引き下げる目的をもって連合した者、偽りの名義で入札等をした者、買受代金の納付期限までにその代金を納付しない者、故意に公売財産を損傷し、価額を減少させた者。

③国税徴収法第99の2により、暴力団員または暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者。

公売財産が農地の場合は、鶴岡市農業委員会の発行する「買受適格証明書」の提出が必要です。また、権利移転の時期は、農地法第3条の規定による農業委員会等の許可があったときとする。

3. その他

隣地との境界を確定する際は、買受人と隣接所有者の間で協議してください。

財産の引き渡しは「現状引渡し」とし、公売財産内の整備、ゴミの撤去等は買受人自身で行ってください。